

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令  
制定：令和 2年 1月31日政令第23号

**検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**  
令和 2年 1月31日政令第23号

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

**政令第二十三号**

**検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

\*\*\*\*\*